

第 56 回施設・研修等分科会における審議の結果報告 公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリングについて

第 186 回官民競争入札等監理委員会（平成 28 年 12 月 14 日）において、公共サービス改革法の対象事業の選定状況について審議した結果、既に同法の対象事業として事業者主体より自主的に選定する意向が示されていたものの、業務内容等を勘案し、来年度予定される入札監理小委員会での審議に先立ち、あらかじめ論点を明確にすべく、ヒアリングを実施することとされた事業について、第 56 回施設・研修等分科会（平成 29 年 3 月 15 日）で審議（ヒアリング）を行った。概要は以下のとおりである。

I 地震・火山観測網整備及び維持管理業務（国立研究開発法人 防災科学技術研究所）

1. ヒアリングの内容等

防災科学技術研究所より、当該業務の概要や自主的な調達改善の取組等について説明があり、それに対し、委員から以下のような質問・意見があった。

【委員からの主な意見等】

- (1) 現行事業者以外でも、関連する業務の受注実績があるような事業者であれば、業務の全体像を把握できているとのことだが、それでも 1 者応札が継続している理由を発注者としてどのように認識しているのか。
- (2) 予定価格の作成に際して徴集する事業者からの参考見積について、入札書類提出時に併せて提出するよう依頼しているため、現状では応札する事業者からしか徴集できていないとのことだが、より早い段階から実施可能と思われる他の事業者から広く徴集することで、経費を見積もるのにどのような情報が必要かを把握できるし、業務内容の周知・理解にもつながるのではないかと。
- (3) 入札参加グループでの応札も想定しているのか。発注者として考えがあるのであれば、分割発注の可能性が開けるのではないかと。
- (4) 請負業務にもかかわらず、仕様書中に必ず実施しなければならないものかどうか分からない作業内容が見られた。過年度の報告書は閲覧可能とのことだが、作業工数等の実績については整理の上、実施要項における「従来の実施状況に関する情報の開示」として明示されたい。その際、経費の見積もりに当たり、どのような情報が必要かという点については、現行事業者以外の事業者に広く確認することが重要。
- (5) 業務範囲については、これまでも一部業務の分離を行い、一体的な実施が不可欠なものしか残っていないとの説明だが、内容が多岐にわたるため、様々なノウハウが事業者に求められる。作業項目毎に「必要な要件」が設定されているが、実施要項（案）の作成に際しては、その緩和及び明確化について検討されたい。

2. 結論

現行事業者以外の応札実績すら無いこれまでの入札状況を踏まえれば、質の確保に留意しつつ、どのような見直しをすれば現行事業者以外の事業者の応札意欲が高まるかという点に関し、発注者である事業主体はこれまで以上に真摯に検討すべきと思われる。そのような観点を中心に、平成 29 年度、入札監理小委員会において実施要項(案)の審議を行う。